

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和6年12月6日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

子ども見守り強化事業に係る委託料の精算について

子ども見守り強化事業（※）につきまして、下記のとおり事業者に対する前年度の委託料の支払いに当たって、過払いが生じていたことが判明したことから、委託料の過払い分について精算するとともに、再発防止に努めてまいります。

（※）児童虐待防止のため、子育て支援を行う民間団体を活用して、支援ニーズの高い児童の居宅訪問を行い、見守り体制を強化するもの。

記

1 委託料の過払いがあった金額及び期間

金額：862,488 円 期間：令和5年8月から令和6年3月まで

2 事案の経過

令和6年4月の委託料を支払う際に、事業者からの請求書と実施報告書の内容に相違があることが判明し、令和5年8月から令和6年3月までの支払状況を調査し、委託料の過払いがあることが判明しました。

過払いとなった委託料は、既に事業者から返納を受け、精算を終えています。なお、令和6年4月からは適正に精算しています。

3 発生原因

訪問支援等に係る業務については、業務時間の実績が月 384 時間を下回った場合、業務時間の実績に応じて委託料を精算することとなっていますが、事業者の認識に錯誤があり、訪問支援員に係る業務時間の実績が月 384 時間を下回っていたにも関わらず、一律に 384 時間と報告されていました。

4 再発防止策

事業者に対し、適正な報告がなされるよう指導し、委託料の支払いに当たっては、請求書と実施報告書の内容に相違がないよう確認を徹底します。

問合せ：守口市役所こども部こども家庭センター

電話 06-6992-1403 （直通）